

広東省における外商投資企業の設立マニュアル

はじめに

本文は最新の法律・政策に基づき、広東省の外資誘致について、重点的に誘致する産業、投資コスト、外資系企業（外商投資企業）の形態及び設立手順、広東省における奨励政策及び禁止・制限類の産業などを紹介する。

一、広東投資環境の概況

1、広東省が重点的に誘致する産業

改革開放以来、広東省は政策と立地条件の優位性を活かし、積極的に海外からの投資を誘致し、台湾、香港、日本などから製造業を中心とした産業移転を受け入れている。近年、広東省の外資誘致と外資利用は成熟段階に入り、外資の規模のみならず、外資の質も重視されている。外資が参入できる領域は拡大しており、特に第三産業の比重は上昇し続けている。現在の広東省の外資誘致における重点業界は以下の通りである。

(1) 先端製造業

広東省はハイテク電子情報製造業、先端装備製造業、石油化学工業、先端軽紡績製造業、新素材製造業、生物医薬・高性能医療機器産業の6大産業を重点として発展させ、先端製造産業システムの構築に力を入れている。広東省の中心部を流れる珠江およびその河口デルタ地域については東岸の高度電子情報製造産業地帯、西岸の先端装備製造産業地帯、その他の地域については、沿海の石油化学工業及び新材料製造産業地帯、環珠江河口先端軽紡績製造及び生物医薬産業集積区、広東省東西北付属産業集積区の「三帯二区」という全体的な空間レイアウトを設定している。

- ◆ 高度電子情報製造業：集積回路及び重要部品、情報通信設備、新型ディスプレイなど。
- ◆ 先端装備製造業：スマート製造装備、自動車製造、船舶・海洋工事装備、軌道交通装備、省エネ環境保護装備、航空装備、新エネルギー装備及び衛星装備など。
- ◆ 石油化学工業産業：有機原料、精密化学工業など。
- ◆ 先端軽紡績製造業：スマート省エネ型家電、環境保護多機能家具、高付加価値紡績服装、グリーン食品飲料（生態環境、生産技術、商品の質、パッケージ、貯蔵・輸送環境におけるある一定基準に合格した飲食品）など。

- ◆ 新素材製造業：高級鋼材、高性能複合材料及び特殊機能材料、戦略先端素材などの製造業を含む。
- ◆ 生物医薬及び高性能医療機器産業：生物医薬、高性能医療器械などの産業を含む。

(2) 現代サービス業

広東省は生産性サービス業と生活性サービス業を大いに発展させ、「広東サービス」を作り上げることを目指している。広東省は「一圈（珠江デルタ生産性サービス業中心地帯）三帯（珠江デルタ外の広東東部、西部、北部地域生産性サービス産業地帯）」という生産性サービス業を構築することを計画している。

- ◆ 生産性サービス業：総部経済（Headquarters Economy）、金融サービス、現代物流、テクノロジーサービス、商務サービス、新興情報技術サービス、電子ビジネス、文化クリエイティブ・デザインサービス、サービスアウトソーシングなどの生産性サービス業を重点的に発展させる。現代サービス業の受け皿として、総部経済の受け皿を構築し、広州国際金融城、前海深港現代サービス業協力区、中徳（佛山）工業サービスエリア、珠海十字門中央商务区などの開発と建設を加速させる。金融業を積極的に発展させ、2020年までの金融業付加価値増加額のGDPに占める割合が9%に達することを目指している。現代物流業の発展を加速させ、低温物流、宅配物流、供給サプライチェーン管理を大いに発展させ、現代物流公共情報プラットフォームと物流標準システムの構築を加速させる。国家モバイルECコマースのモデル工程を構築する。また、知的財産権サービス業を大いに発展させる。サービスアウトソーシングモデル都市とモデルエリアを構築し、先端製造業基地（エリア）に沿って、生産サービスセンターを付設させる。
- ◆ 生活性サービス業：商業貿易サービス、健康サービス、家政サービス、旅行サービス、体育サービスなどの生活性サービス業の発展を加速させる。

(3) 海洋経済

広東の海洋経済の発展余地を大いに拡大し、海洋資源の環境保護を強化し、海洋経済資源の開発利用レベルを向上させる。

- ◆ 海洋開発の余地を最適化する：珠江デルタの海洋経済最適化発展区と広東東部・西部地域の海洋経済重点発展区の構築を加速させ、また粵港澳（広東・香港・マカオ）、広東閩南、広東・広西・海南三大海洋経済協力圏を積極的に構築し、「六湾（環珠江口湾、環大亚湾、大広海湾、大汕頭湾、大紅海湾、大海陵湾区）一半

島（雷州半島）」を対象として、全省の海洋経済発展余地の計画を最適化し、美しい湾を構築する。

- ◆ 現代海洋産業体系の構築：海洋漁業、海洋交通輸送、海洋船舶などの伝統海洋産業を最適化し、海洋生物医薬、海洋工程装備製造、海水综合利用などの海洋新興産業を拡大し、臨海石油化学、エネルギーなどのハイクラス臨海産業を集約して発展させ、港湾物流、海浜観光、海洋情報サービスなどの海洋サービス業の発展を加速させる。

2、投資コスト

現在、中国の「会社法」は一般企業に対する最低登録資本の制限を解除したが、中国ではまだ外貨規制があるため、外国投資者からの資本金を中国国内へ送金し使用するためには、申請・認可が必要となる。一般的には、企業設立初期に必要な支出は、オフィスの賃貸費用、建設費、水道料金、固定資産の購入費、従業員の給料及び社会保険費用などである。

以下は広東省の水道・電気の平均価格及び各市の最低賃金水準である。（賃貸費用、建設費、固定資産の購入費は地域経済レベルと投資規模により大きく異なるため、参考としてのデータは添付していない）。

(1) 広東省平均水道料金

項目	価格（人民币/ m3）
工業用水	2.09
経営サービス用水	2.80
行政事業性用水	2.06
住民生活用水	1.69
特殊な用水	4.75

注：以上のデータは参考としてのみの提供であり、実際の価格は現地の主管部門の公告に基づく。

(2) 広東省平均電気料金

項目	価格（分/kWh）
大工業用電気	74.26
非工業、普通工業用電気	85.35
商業用電気	93.79
農業生産用電気	60.35

注：以上の電気価格は税込み価格であるが、政府付加費用を含まない。参考としてのみの提供であり、実際の価格は現地の主管部門の公告に基づく。

(3) 2017年度広東省最低賃金基準

適用地域	月最低賃金標準（人民元/月）	パートタイマー時間最低賃金基準（元/時間）
深圳	2130	19.5
広州	1895	18.3
珠海	1650	15.8
佛山、東莞、中山	1510	14.4
汕頭、惠州、江門、肇慶	1350	13.3
韶關、河源、梅州、汕尾、陽江、湛江、茂名、清遠、潮州、揭陽、雲浮	1210	12

注：以上のデータはあくまでも当地最低賃金のみに過ぎず、場所や業種によって実際の給与レベルは当該基準よりはるかに超えていることが多い。

二、外商投資の企業形態及び設立手順

1、法人格を有している企業形態

外国投資者が中国に投資する場合、法人格を有するものは主に以下3種類がある。

(1) 独資企業

独資企業とは外国資本が100%の企業形態である。意思決定を外国投資者独自で行うことが可能である。近年、多くの分野で参入規制の撤廃が進んでおり、独資形態での進出に対する制限も緩和されている。よって現在では、後に述べる合資・合作企業形態に比べ中国側企業との軋轢が少なく、独資企業の形態で中国に進出する企業が多数である。

(2) 中外合資企業（中外合弁企業）

中外合資企業とは、外国投資者と中国投資者との合弁企業である。近年の参入規制撤廃のなかで、合資企業形態での進出は非常に少なくなってきた。実務上、中国側投資者と問題が発生するケースも多く、相手先が信頼できるパートナーになり得るか慎重に判断する必要がある。

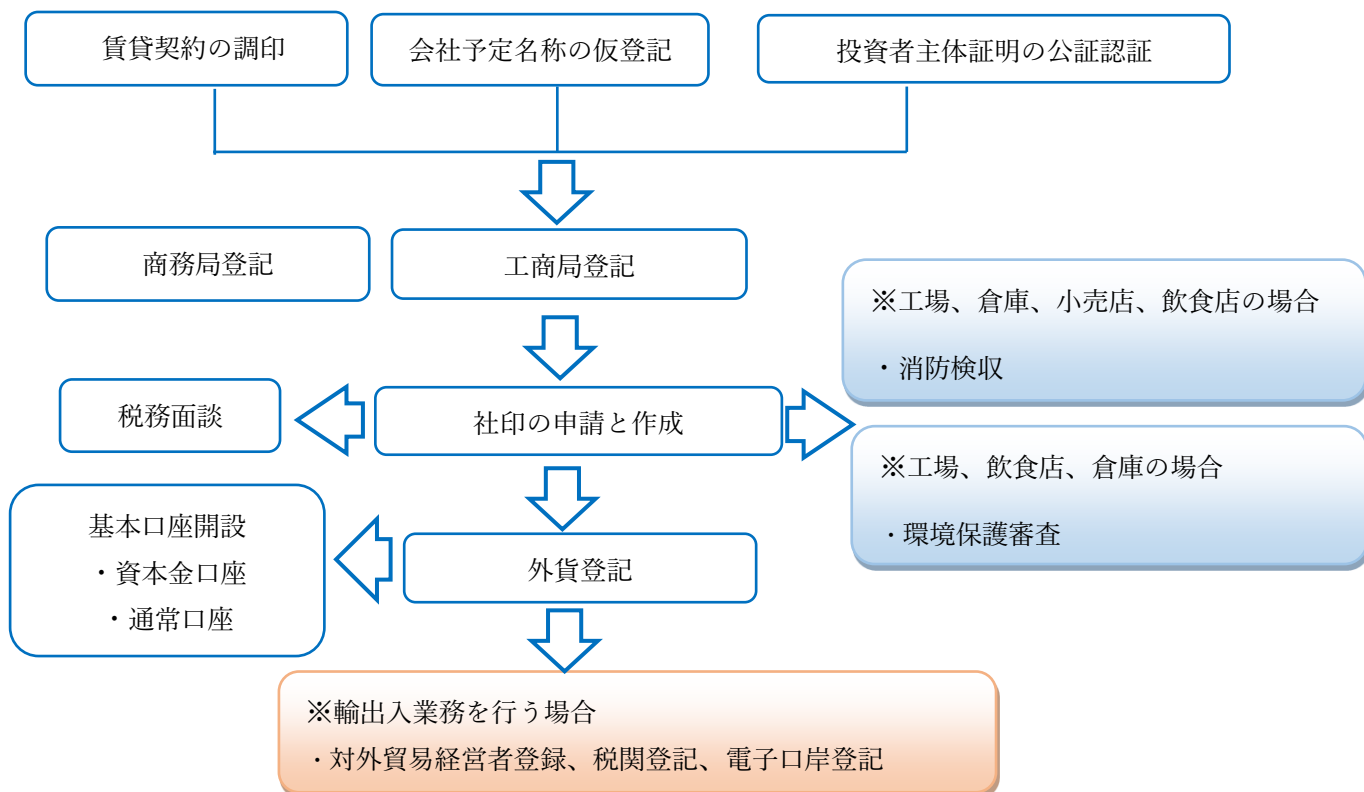
一方、独資企業は中国の国内市場の開拓や企業内の管理をすべて自社で行う必要があり、特にマーケティング面で、優位性を発揮しない企業が多数ある。中国企業ゆえに獲得できるプロジェクト、コネクションもあるので、マーケティング面は中国側が担当し、日本側は、技術、ノウハウ、商材の提供というモデルで成功している企業もある。

なお、技術などの無形資産で出資する場合は、双方協議により価値を決定することができるが、相手が国営企業の場合は、基本的に資産評価会社による評価が必要になる。

(3) 中外合作企業

中外合作企業とは、パートナーシップ性の企業形態である。合作企業は、法人格を有している合作企業と非法人型合作企業がある。非法人型合作企業は、各出資者が合作契約に基づき経営・リスク・利益配分・その他の条件を取り決め事業を行う。中国側と外国側の共同事業で、法人格のある企業と法人格のない企業の設定を選択できるのが特徴である。華南地域の一部の地域では、来料加工から独資への切り替えの際に、鎮及び村側の要請により合作企業の形態を余儀なくされるケースが散見されている。2011年以降はこの形態は減少した。

上述の法人格を有している企業を設立する場合の政府登記手続きは、貿易、製造、サービス等の業種を問わず下記の図のとおりである。



※投資者主体証明のためには、登記簿謄本コピー、銀行与信証明書、子会社設立に関する議事録等を、投資者が登記されている本国において中国大使館や領事館あるいは中国政府認定の公証人に公証してもらう必要がある。

※「外商投資参入特別管理措置ネガティブリスト」に該当する場合、商務部の許可を取得してから、工商局の登記に移る。ネガティブリストに該当しない場合、認可は必要なく登録のみでよいため、商務部の登記と工商局の登記を同時に行うことが可能である。

※工場、倉庫、小売店、飲食店の場合は、消防検収に合格しなければならない（レンタルオフィスまたはレンタル工場の場合は通常建物全体として消防検収済みのため、不要となる場合もある）。

※工場、飲食店、及び環境に影響を与えるような倉庫の場合は、環境保護審査に合格しなければならない（100 平米メートル以下の場合には免除可能）。

※輸出入業務を行う貿易企業、製造企業、または通関サービスを提供しているサービス企業の場合、税関で税関登記及び電子口岸登記を行う必要がある。さらに、商務部で対外貿易経営者登録を行う必要がある。完全に国内取引のみを行う企業であれば、この部分の手続きは必須ではない。

上述のように、製造業、貿易業、サービス業で政府登記手続き自体はそれほど変わらないが、設立の難易度は異なる。

☆製造業

中国は現在、環境保護を重視しており、大気、水資源、土地保護などの方面で厳格な政策及び基準を設けている。製造業は環境汚染を引き起こしやすいため、現在広東省では製造業企業の設立に対して比較的厳格な審査があり、一部の製造業は工業園での集中管理（例えば、危険化学品の生産）が必要となる。最新ではない技術を採用している製造業又は重度汚染を避けられない製造業は改善、廃止、または移転を求められる。そのため、製造業の企業を設立する前に、投資地域の規制に注意し、適切な場所を探す必要がある。

環境を汚染する業種の場合は、環境審査に2ヶ月ほどかかることもある。また、環境に著しい悪影響を与える恐れのある物質を扱う場合は、認可が下りない可能性がある。

☆貿易業

貿易会社の設立のハードルは非常に低くなっている。進出の最初の形態として、この形で進出する企業も増えている。

営業範囲に輸出入を含めた場合、税関登記、電子口岸登記、対外貿易経営者登録を行えば、輸出入を行うことが可能である。

ただし、「危険化学品目録」に記載されている危険化学品に関わる場合は、「危険化学品取扱資格」を取得する必要がある。

☆サービス業

業種によっては、外商独資での設立が制限されているが（弁護士事務所等）、サービス企業の設立のハードルは貿易企業よりさらに低い。

ただし、飲食サービス業の場合は、条件を満たす経営場所を備え、関連する衛生基準を満たし、環境評価と消防審査を通過す必要がある。また、金融サービス業界の場合は、登録資本は一定の業種基準を満たさなければならない。業種によって、それぞれ特別な条件があるため、サービス企業を設立するにあたっては、具体的な業務に基づき、適切な経営場所を探し、必要な資金を準備し、特別ライセンスを取得し、また関連する専門人員を備える必要がある。

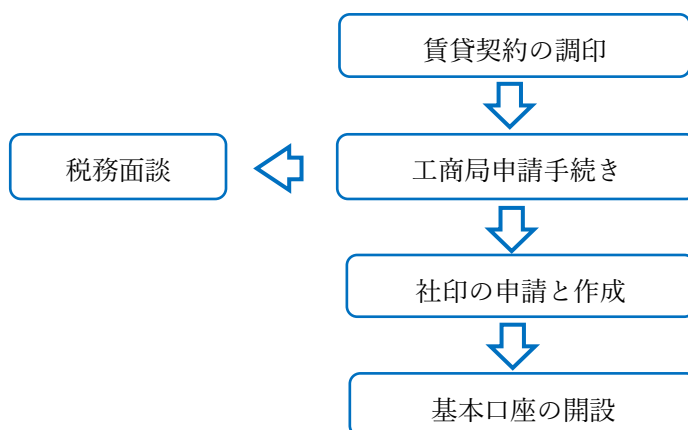
2、外資系企業の国内機構（非法人）

(1) 外資系企業の分公司

分公司は、独立採算組織として本社の商品・製品の販売が可能であり、契約締結・決済・領収書の発行等の営業活動に付随する活動を行うことができる。分公司は日本でいう支店に該当し、独立した法人とは見なされず本社の一部と見なされる。

分公司には経営性分公司と非経営性分公司の2つの形態がある。経営性分公司は、発票の発行が認められ、商業活動（商品売買、サービス提供、生産活動等）を行うことが可能である。非経営性分公司は商業活動を行うことができず、活動が連絡業務等のみに制限されている。非経営性分公司でも、人材の雇用、社会保険の納付、外国人のビザの取得は可能である。なお、地域によっては、非経営性分公司の設立が許可されにくい場所もある。

分公司を設立する場合、新たに資本金を投入する必要がない。その設立手順は下記のとおりである。

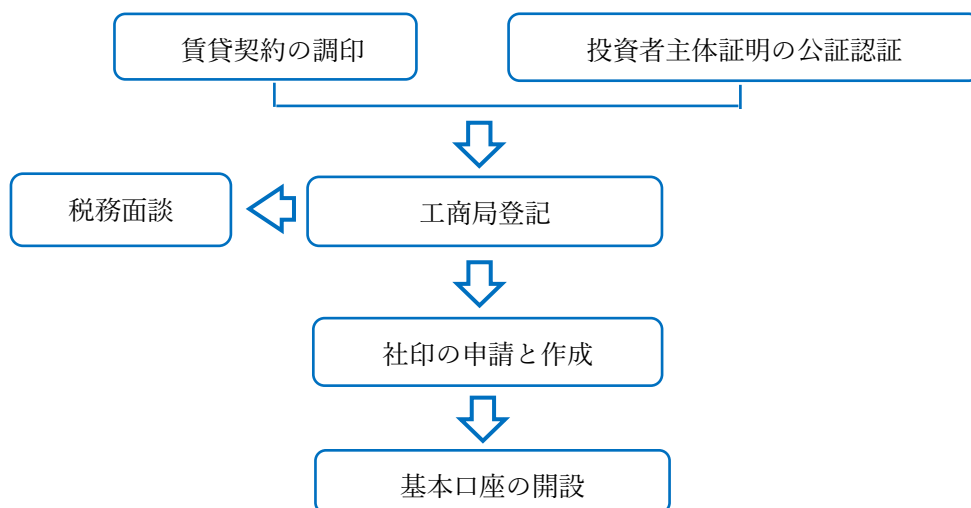


留意点としては、金融、保険業界以外は、海外企業から直接中国国内に分公司を設立することはできず、既存の中国現地法人のみ分公司を設立できるという点である。

(2) 常駐代表処（駐在員事務所）

海外企業の中国における常駐代表処は、非独立採算の組織であり、活動が本社の営業活動の為の連絡業務等に制限されている。代表処は開設が容易で、経理処理も極めて容易である。中国で調査業務のみを行う、或いは本格進出をする前の段階で開設されるケースが多い。代表処に対しては、経費課税方式が採用されており、 $[\text{経費} \div (1 - \text{見なし利益率})] \times \text{見なし利益率} \times 25\%$ の計算式にて企業所得税が課税されることになる。

商談のチャンスがあっても、販売行為を行えないこと、また、売上が無い中で税額が常に発生することが、代表処のデメリットと言える。なお、中国に代表処を設立する条件として、海外企業が設立して2年以上であることが求められる。設立手順は下記のとおりである。



(3) 弁事所（出張所）

弁事所は、中国国内企業が、中国国内の登記地以外の地域でのオフィス（営業所）として設置するもの。2005年までは登記が義務付けられていたが、2006年前半から登記ができなくなった。よって、現在は登記なしで開設することが可能となっている。あくまで、補助的な組織としての位置づけであり、営業行為を行うことは禁じられており、また、銀行口座の開設、外国籍社員の就業許可も弁事所の所在地で行うことはできない。

登記ができないため、弁事処として人材の雇用、その他の契約が締結できないというデメリットもある。また、税金や社会保険を現地で納付しないため、地域当局からも歓迎されない存在ということになる。よって、一般的に、正規の拠点を開設する前の臨時的な拠点という位置づけとなる。

三、広東省の特別政策

1、外資企業に対する奨励政策

2018年9月、広東省政府は「対外開放の更なる拡大及び積極的な外資利用に関する広東省の若干の政策措置（修訂版）」を公布した。同措置は、市場へのアクセス、財政と課税、土地利用などに関する民衆と外国のビジネスマンの関心事に焦点を当て、よりターゲットを絞り、より奨励的で、より実用的な新しい措置を提案している。内容は次の通りである。

(1) 外資系企業が参入できる領域を拡大

- ◆ 特殊車両の製造、新エネルギー自動車の製造、船舶の設計・製造及び修理、メインルート・リージョナルジェット及び一般飛行機の設計・製造及び修理、3トン以上のヘリコプターの設計及び製造、無人機・エアロスタットの設計及び製造、ガソリンスタンドの建設及び経営、国際海上輸送、鉄道旅客輸送の9つの主要分野に、外資系企業が参入できるようになった。
- ◆ 銀行と金融資産運用会社の外資比率の制限を解除し、外資系銀行が広東省に支店と分店を同時設立するのをサポートする。

外資系企業が広東に合弁証券会社、証券投資基金管理会社、先物取引会社、生命保険会社を設立することをサポートする。ただし外資比率は51%を超えることはできない。

(2) 外資に対する財政奨励制度の強化

- ◆ 外資投資の規模が一定の基準に達すると、投資額の一定の割合に応じて奨励金が与えられる。広東省に設立され、定められた条件を満たすフォーチュン500の企業又は世界の大手企業を、ケースバイケースでサポートする。
- ◆ 広東省の外資系多国籍企業本部又は地域本部に対し、その貢献度合いに応じて財政奨励金を授与する。
- ◆ 海外投資家が中国国内企業から取得した利益を広東省に再投資し、かつ条件を満たしたした場合、広東省政府から奨励金を授与する。

(3) 土地利用保護の強化

- ◆ 実際の投資額が10億元を超える製造業外商投資プロジェクト用地とフォーチュン500社の企業及び主要な外資系本社の自社所有オフィスビルの土地利用については、広東省政府が共同で土地利用計画指標を調整する。
- ◆ 大規模な外資系投資プロジェクトに対して土地利用資格の優先権を授与する。

(4) イノベーションへの支援

- ◆ 新型研究開発機関に認定された外資系研究開発機関に、最高 1,000 万元の資金を提供する。
- ◆ ポスドワークステーション、両院院士ワークステーションに認定された外資系研究開発機関に最高 100 万までの資金を提供する。
- ◆ 認定された省レベルの企業技術革新プロジェクトを所持する外資系研究開発機関に、省から最高 200 万までの資金を提供する。
- ◆ フォーチュン 500 社の企業と世界の大企業、広東省に独立法人格持つ外資系研究開発機関を設立する場合、ケースバイケースで支持する。

(5) 投資と貿易に係る利便性の向上

- ◆ 「多証合一」方策を推進し、ネガティブリスト以外の分野であれば、商務部による認可制度を取り消し、商務部登記制度に変更した。政府の承認権限および責任と基準をさらに標準化し、投資に対する承認プロセスを簡素化し、投資に関わる承認項目とその承認期限を 4 分の 1 に短縮する。
- ◆ 省のあらゆる港で国際貿易の「シングルウィンドウ」を普及し、通関時間を 3 分の 1 に減らす。

2、広東省の禁止・制限類の産業

産業発展の実際の需要と産業構成の調整ニーズに合わせ、鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、板ガラス、製紙、印刷及び染色、皮革製造、鉛蓄電池、銅製錬、鉛製錬、小型火力発電、セラミックスを含む 12 の産業に焦点を当て、エネルギー消費、環境保護、品質、安全性、および技術レベルが基準を満たしていない企業を法令法規に則って停止・撤退させることに、広東省政府は力を入れている。環境改善及び産業構造グレードアップのために。広東省政府は今後も高汚染および高エネルギー消費産業の改善または廃止、集中的な移転という政策方針を持続的に実施する。

本文は、これから中国、特に華南地区において投資を考えられている個人・企業のための入門書、さらにはすでに当地区においてビジネスを行っている個人・企業のための実務ガイドとして作成したものです。特に中国広東省の法律や規則は、省内の各地域によっても施行解釈がまったく異なることがあります。よって、本文では一般論にしか触れていない箇所もあります。この内容に基づいて具体的な意思決定をする際は、必ず事前に専門家にご相談されることを強くお勧めいたします。

以上

本情報の収集・翻訳はジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェトロ広州事務所が校正した。

●青葉顧問（広州）有限公司

広州市天河区体育西路 109 号高盛大厦 12 楼 B 室

田 倩

●ジェトロ広州事務所

広州市天河北路 233 号中信広場 2602 室

電話：020-8752-0060

【免責事項】

本報告は 2019 年 8 月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合がある。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途求めること。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。